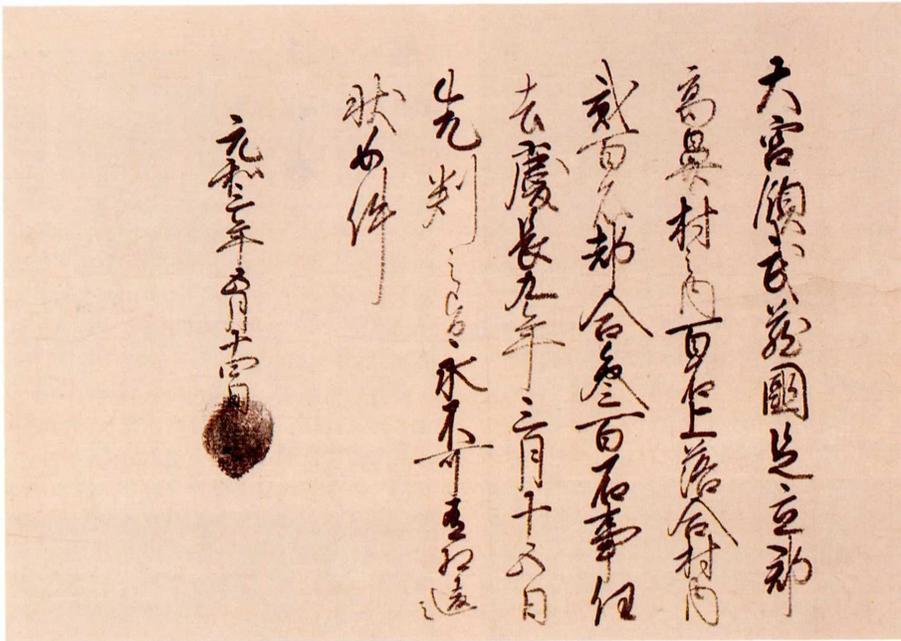


昭和62年収蔵文書展

諸国寺社朱印状展 I

—武蔵国(埼玉県域)—



昭和62年 1月17日(土)～昭和62年 4月18日(土)

埼玉県立文書館

開催にあたって

かつて武蔵一宮氷川神社の神主をしていた大宮市西角井家文書には、全国有名寺社の朱印状が1000通以上含まれています。今回の収蔵文書展では、第1回目としてこのうちから武蔵国埼玉県域にあたる32寺社のものと、朱印状に関する関連文書を展示することにいたしました。

これらの朱印状は、徳川歴代将軍が各地の由緒ある寺社に領地を与え、宗教活動を保護するために発給したものです。しかし、幕府の崩壊と共に原則として明治政府に回収され、その後なんらかの理由で廃棄されてしまいました。

文書の生命ともいえる印章、花押部分を墨で塗り潰され、さらに上下に切断された朱印状は、明治維新という歴史の一大変革期を、まさに文書そのものに刻印したものともいえます。

最後になりましたが、これら貴重な文書を寄託されている西角井正文氏をはじめ各文書寄贈・寄託者に厚く御礼申し上げます。

昭和62年1月

埼玉県立文書館長 秋 葉 一 男

展 示 解 説

西角井家諸国寺社朱印状について

西角井家に伝存される朱印状（若干は花押を捺した判物、黒印状を含む）は、ほぼ完全な形のもの61通、上下に切断されたもの276通、上半分あるいは下半分しかないもの693通の合計1030通が整理されている。これらは、新政府に回収、廃棄されたものを、明治初年の当主忠正氏が一括購求されたものである。

明治政府が回収した寺社領朱印状は、西角井家のほかに、内閣文庫に2680通、久能山東照宮に646通などがまとまって伝えられている。しかし、内閣文庫のものは三河国を中心に東海・近畿地方、久能山東照宮のものは静岡県域に限られているのに対し、西角井家のものは武蔵国を中心に28カ国、458寺社にまたがっており、全国一の朱印状コレクションとなっている。また、西角井家のものだけは、前述したように回収後、何らかの事情によって、切断されたり朱印、花押の部分が塗り潰され、著しく原形が損じられている。なお、切断されたものについては、近年裏打修補が加えられた。

朱印寺社領の成立

武蔵国の場合、天正18年(1590)に入国した徳川家康はその翌19年に、領国内の有力寺社に対して大量の朱印状を発給した(No.31、47)。ついで開幕後の慶長期にも、忍領を中心に家康の朱印状がみられる。二代将軍秀忠が新たに寺社領を寄進した例は、県内にはほとんどない。

三代将軍家光の寛永年間、各方面で幕府の制度が整ってきた時代であるが、寺社領についても同様なことがいえる。県内には江戸時代に朱印地を与えられた寺社が約450あるが、実にこのうちの約3割は、慶安元、2年(1648～49)の間に家光からはじめて朱印状の発給を受けたものである(No.26、42等)。また、この時の朱印状交付については、わずかながら関連文書が残されており(No.72、73)、在地の代官が中心となって、幕府寺社奉行への取次を行っていたことが知られる。

歴代将軍の継目安堵

朱印寺社領は、将軍が各寺社に対して与えたものであるから、将軍の代わりごとに前代迄のものを改(朱印改、No.74、75等)、新たに朱印状が発給された。県内寺社の場合、二代将軍秀忠(No.1、48等)は元和3年(1617)、三代将軍家光(No.2、24等)は寛永13年(1636)に実施しているが、秀忠の時は洩れているものも多く、家光の場合も発給年月日が完全には一致しているわけではなかった。

継目安堵制度は、四代将軍家綱(No.3、25等)の寛文5年(1665)に、慶安初出及び50石以下は除くという条件付ではあるが統一化の方向に向い、貞享2年(1685)の五代将軍綱吉(No.6、27等)の時に、全寺社に対して一斉に出された。また、この時迄の朱印状には、すべて先例が記入されている。その後、八代将軍吉宗(No.41等)の享保3年(1718)以降は文面も簡単になり、幕末までこの形式が続いた。

歴代将軍のうち在位期間の短かった六、七、十五代の時は継目安堵がなく、その結果天正19年からの場合は12通(秀忠がないと11通)、慶安からの場合は9通(50石以上は10通)あると、各寺社の朱印状は完全に揃っていることになる。

明治維新と朱印状の回収

慶応4年(1868)閏4月19日、政治の一新をめざした新政府は太政官達をもって朱印状の回収を命じ、さらに同年6月28日には鎮台府から回収の具体的方法が示された。それによれば、旧寺社奉行支配地では社寺裁判所へ、その他は各領主・地頭へ提出することになっていた。

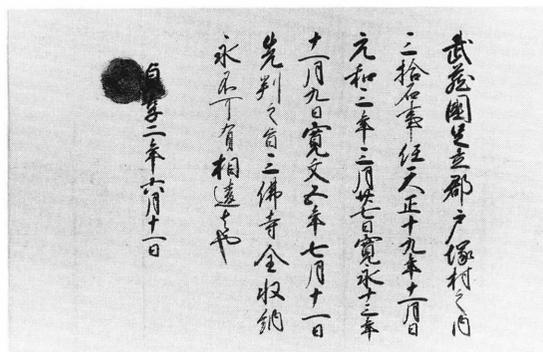
この作業が具体的にどのように進められたかは明らかでないが、『復古記』によれば、全朱印寺社の約15%にあたる724寺社分しか回収されなかったという。そのため、現在でも各地の寺社にはかなりの数の朱印状が残されており、本館収蔵分を参考として展示した。



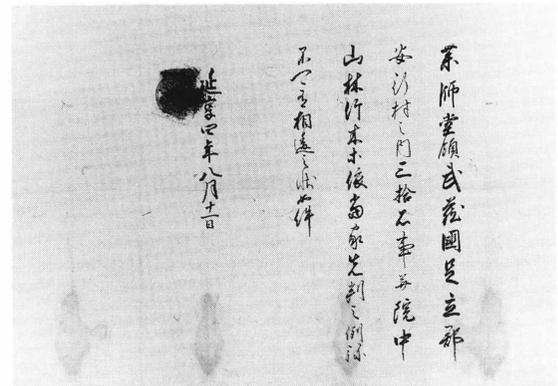
2 徳川家光朱印状 高鼻村(大宮市)氷川神社宛
書出の「大宮」は氷川神社のこと。当社は天正19年(1591)に村内で100石を与えられ、慶長9年(1604)に300石に増。社領地はのちに一部変更されるが、朱印状の文言に変化なし。(No.1 徳川秀忠朱印状は表紙口絵)



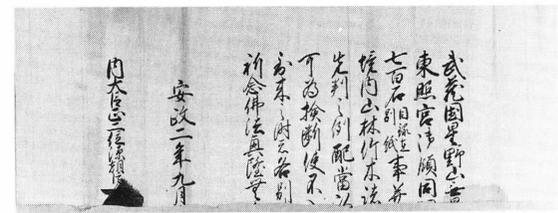
5 徳川家治朱印状 峯村(川口市)八幡宮宛
朱印状の文言には「谷古田郷之内」とあるが、八幡宮は峯村に所在し、別当は新光寺であった。



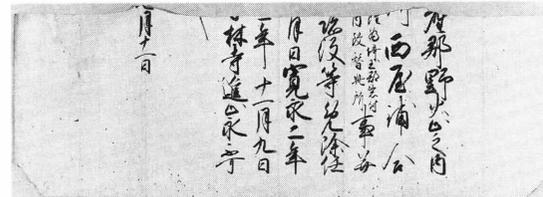
6 徳川綱吉朱印状 戸塚村(川口市)三仏寺宛
当寺の朱印は、寺伝によれば家康が鷹狩の時に立寄り、その縁によって与えられたものという。



8 徳川家重朱印状 慈林村(川口市)薬師堂宛
慈林薬師の名前でよく知られる当堂は、隣接する安行村吉岡組のうちに朱印地を与えられていた。

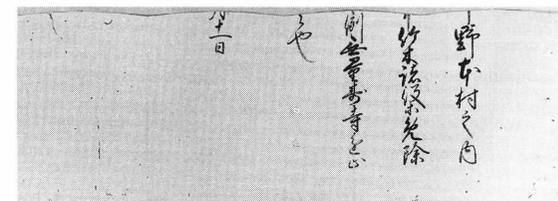


13 徳川家定判物 小仙波村(川越市)無量寿寺・東照宮宛
無量寿寺は、古くは北(喜多)院、中院、南院の総称。元和6年(1620)の寄進状では「無量寿寺喜多院領」と記す。東照宮を合した寺領700石は県下最大。文言も他の寺社のものとは異なる。

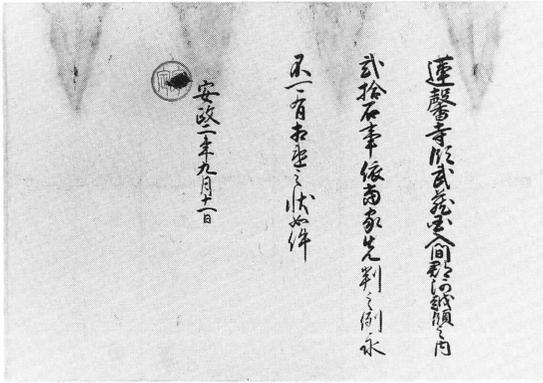


9 徳川秀忠朱印状 岩槻(岩槻市)平林寺宛
11 徳川家綱朱印状 野火止(新座市)平林寺宛

平林寺は、寛文3年(1663)に野火止に移されたので、朱印地も変更となっている。寛永2年(1625)の秀忠の継目安堵はめずらしいものである。



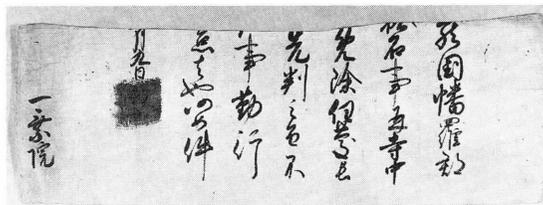
15 徳川家重朱印状 野村(東松山市)無量寿寺宛
上半欠であるが「野村」「無量寿寺」という二つの要素から、武蔵國比企郡のものとして推定した。



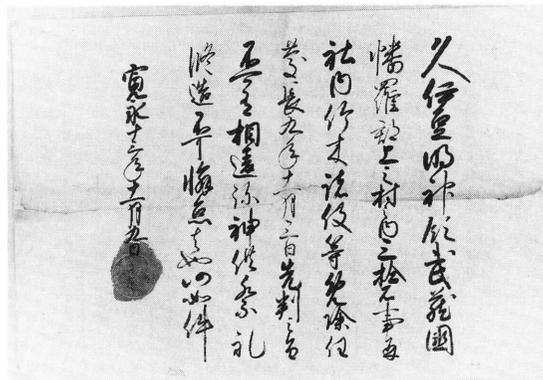
14 徳川家定朱印状 川越(川越市)蓮馨寺宛
時代が下がると、朱印状の料紙も薄手の皺の少ない檀紙となり、文字にも迫力がなくなるようである。



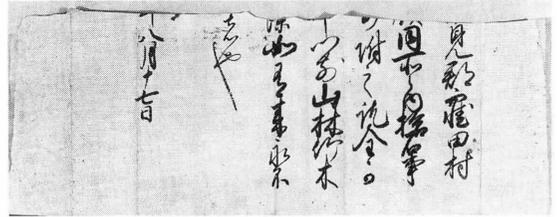
19 徳川家重朱印状 大宮郷(秩父市)妙見社宛
下半欠であるが「妙見」「武蔵」「五拾七石」ということから、社名が判明。現在の秩父神社である。



23 徳川家光朱印状 上之村(熊谷市)一乘院宛
上半欠であるが左端に寺院名がみえる。この当時、上之村は幡羅郡に属したのであろう。



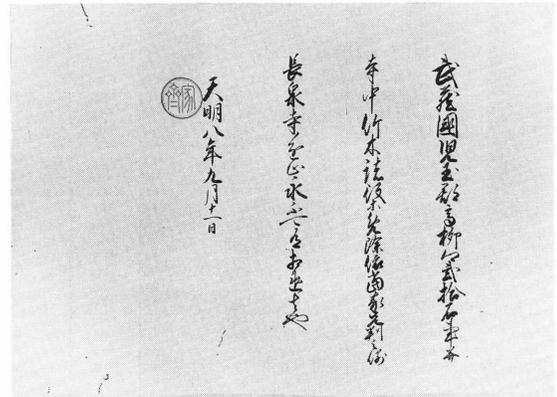
24 徳川家光朱印状 上之村(熊谷市)久伊豆明神社宛
朱印発給の先例として慶長9年(1604)があげられているが、これは忍領に特有なものである。



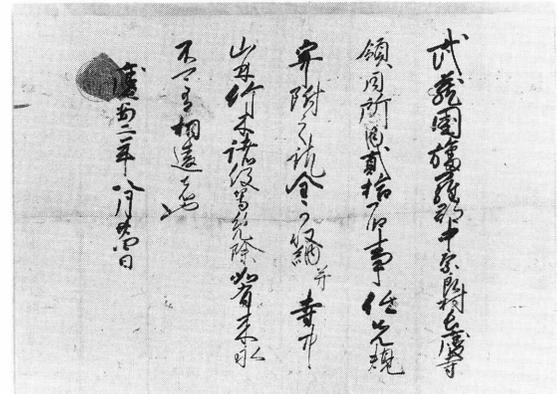
16 徳川家光朱印状 窪田村(吉見町)無量寺宛
上半欠であるが、「□(横)見郡窪田村」で10石ということから無量寺と推定され、『風土記稿』、紙質より慶安元年(1648)三代将軍家光の朱印状とわかる。



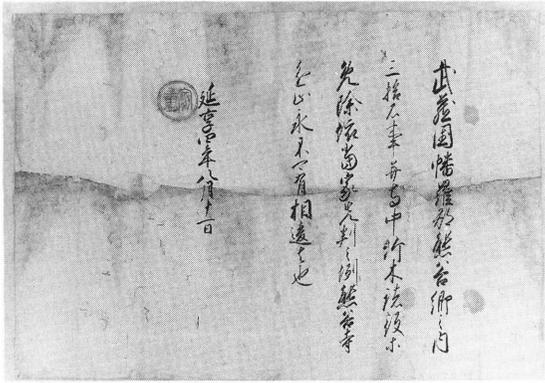
17 徳川家光朱印状 中曾根村(吉見町)八幡宮宛
下半欠であるが、横見郡の八幡宮で朱印地をもらっているのは中曾根村のものだけなので社名を特定できる。



21 徳川家斉朱印状 高柳村(児玉町)長泉寺宛
ほとんどの文書が切断、塗抹されている中で、この長泉寺のものは全く無傷で伝存された。



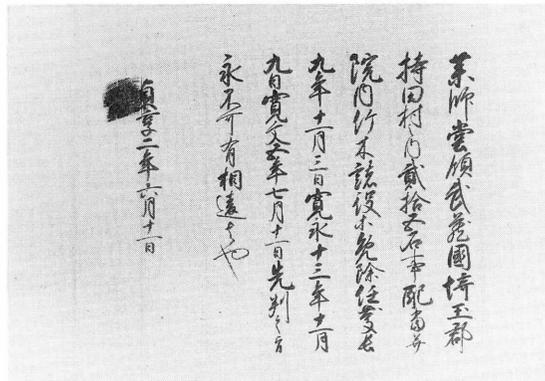
26 徳川家光朱印状 中奈良村(熊谷市)長慶寺宛
三代将軍家光が、慶安期にあらたに発給した典型的な朱印状で、張のある強い檀紙を使い、書体も迫力がある。



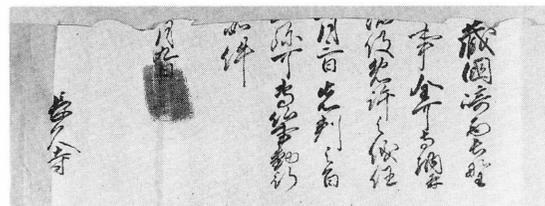
30 徳川家重朱印状 熊谷町（熊谷市）熊谷寺宛
熊谷の地は、のち大里郡となるが朱印状の文言は変えられなかったようである。



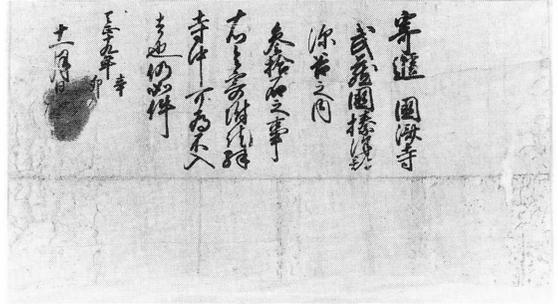
33 徳川吉宗朱印状 野原村（江南町）文殊寺宛
下半欠であるが、「男衾郡」「文殊寺」ということから容易に野原村のものと特定できる。



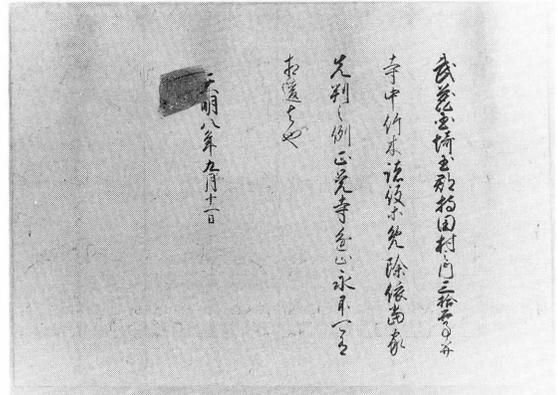
36 徳川綱吉朱印状 下忍村（行田市）薬師堂宛
薬師堂は、厳密に言えば持田村に隣接する下忍村に所在するが、広くこの辺を持田と称したのであろう。



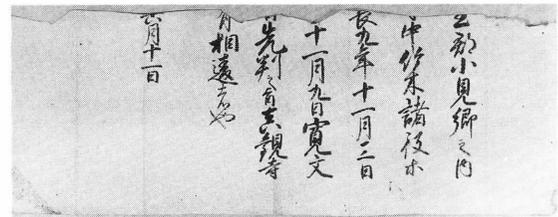
38 徳川家光朱印状 長野村（行田市）長久寺宛
上半欠であるが、「崎西長野」「長久寺」により寺院名が特定できる。当地は古くは崎（騎）西郡に属していたようである。



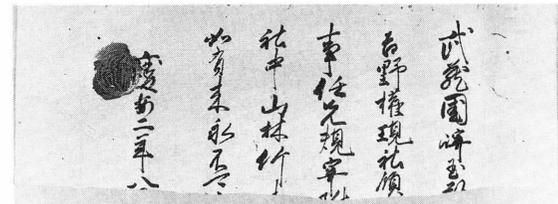
31 徳川家康朱印状 国済寺村（深谷市）国済寺宛
朱印状の文言には「榛沢郡深谷之内」とあるが、国済寺付近はのちに幡羅郡に帰属している。



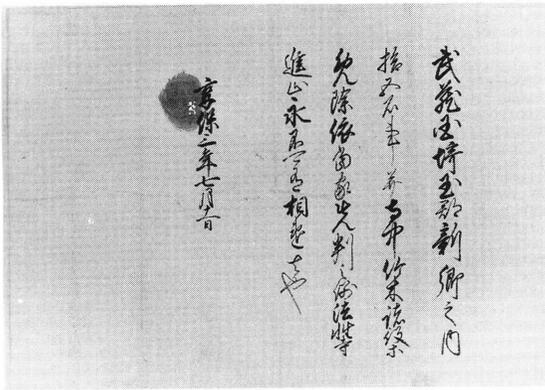
34 徳川家齊朱印状 持田村（行田市）正覚寺宛
同じ享保以降の簡略化されたものでも、寺領の所在地、寺名を書く位置が他のものと異なるようである。



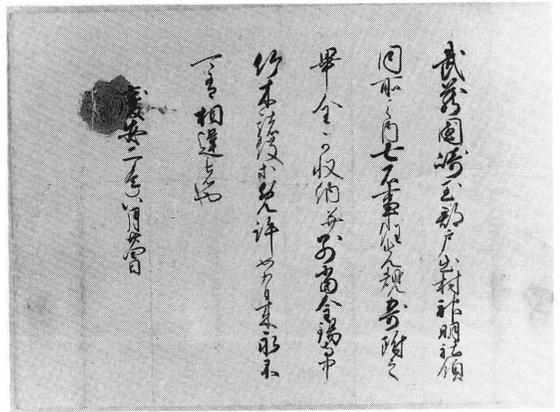
37 徳川綱吉朱印状 小見村（行田市）真観寺宛
上半欠であるが「小見郷」「真観寺」ということから武蔵国埼玉郡の真観寺と特定できる。



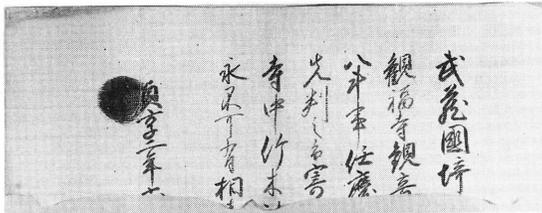
39 徳川家光朱印状 上中条村（熊谷市）吉野権現社宛
下半欠であるが、埼玉郡で朱印地をもっている吉野権現社は上中条村にしかない。



41 徳川吉宗朱印状 新郷村(羽生市)法性寺宛
八代将軍吉宗の享保3年(1718)の朱印状から、先例書を省略した簡単な文言となっている。



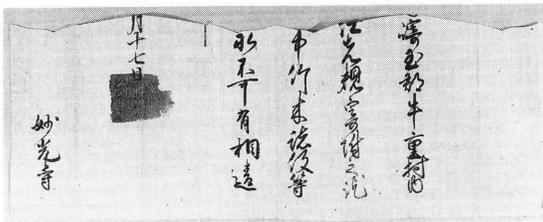
42 徳川家光朱印状 戸出村(熊谷市)神明社宛
神社に宛てられた朱印状は、このように別当(神明社の場合は金錫寺)に社領の管理を委ねたものが多い。



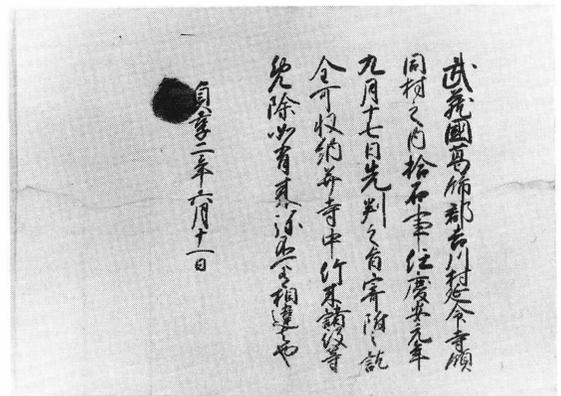
43 徳川綱吉朱印状 南河原村(南河原村)観福寺宛
下半欠であるが、残存部分より埼玉郡観福寺観音堂宛とわかる。『風土記稿』により観福寺は南河原村所在。



47 徳川家康朱印状 末田村(岩槻市)浄音寺宛
家康が関東入国直後に出した朱印状。このような文書の形式を折紙という。印文は「福德」である。



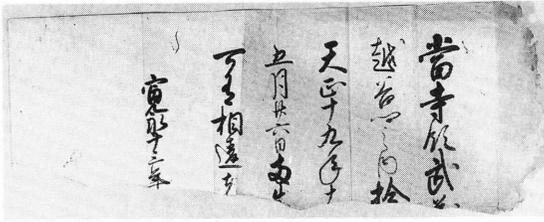
44 徳川家光朱印状 牛重村(騎西町)妙光寺宛
上半欠であるが、印判から三代将軍家光のものど知れ、当寺の写本から慶安元年(1648)初出と判明する。



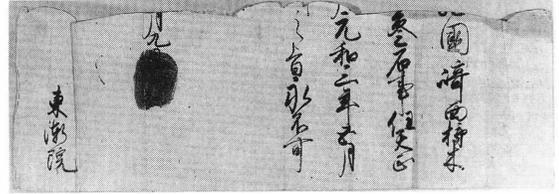
56 徳川綱吉朱印状 吉川村(吉川町)延命寺宛
貞享2年(1685)の朱印状は、このようにぼってりとしたふくらみのある檀紙に、発給の先例まで詳しく書かれている。



48 徳川秀忠朱印状 瓦曾根村(越谷市)照蓮院宛
二代将軍秀忠の継目安堵の朱印状は比較的少ない。郡名は貞享2年(1685)からは埼玉郡、「腰谷」は越ヶ谷。印文は「忠孝」。

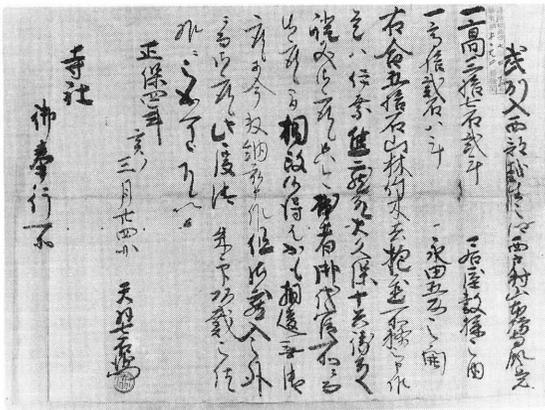


52 徳川家光朱印状 越ヶ谷宿(越谷市)天嶽寺宛
下半欠であるが、「越谷郷」、天正19年初出、元和に安堵、10石以上ということから天嶽寺宛と推定できる。

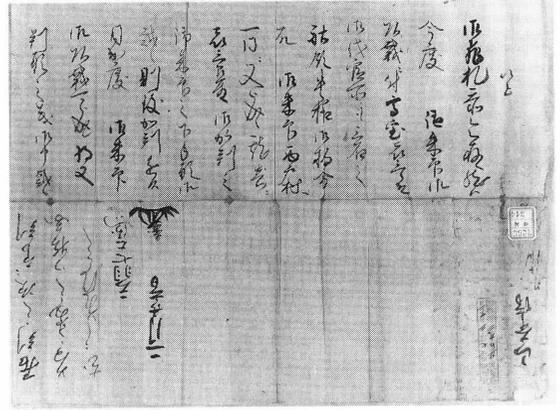


53 徳川家光朱印状 柿木村(草加市)東漸院宛
「崎西柿木」「東漸院」ということから、寺院名を特定できる。当地は、寛文5年(1665)の朱印状には埼玉郡とされる。

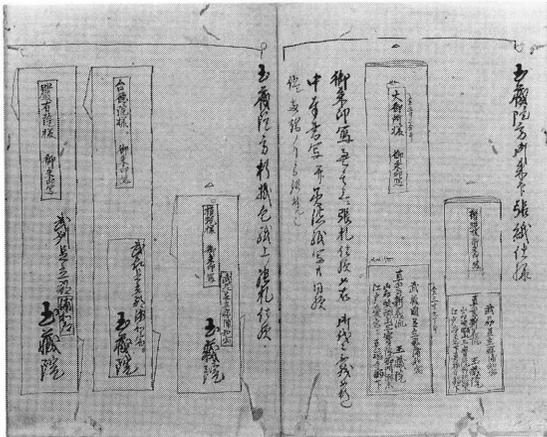
朱印状の発給と継目安堵



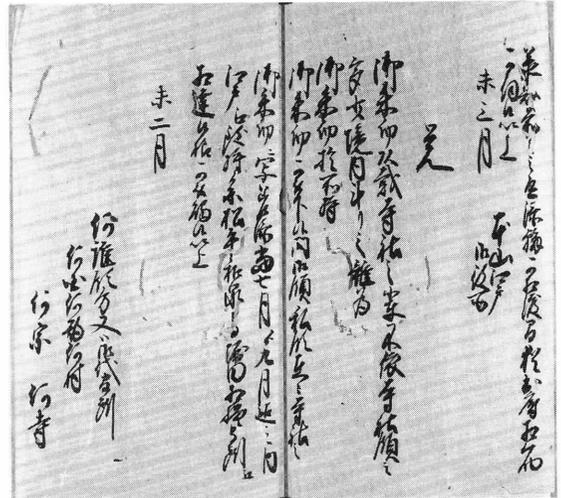
72 幕府代官天羽景安御朱印請合証文



73 幕府代官天羽景安御朱印頂戴之儀二付書状



74 御代替御札留記



75 御朱印御改一件

展 示 文 書 目 録

番号	文 書 名 (対象寺社名)	年 号 (西曆)	文 書 番 号	備 考
1	徳川秀忠朱印状 (足立郡高鼻村氷川神社宛)	元和3年 (1617)	西角井家6001	切 断
2	徳川家光朱印状 (足立郡高鼻村氷川神社宛)	寛永13年 (1636)	西角井家6002	切 断
3	徳川家綱朱印状 (足立郡高鼻村氷川神社宛)	寛文5年 (1665)	西角井家6003	切 断
4	徳川家治朱印状 (足立郡高鼻村氷川神社宛)	宝暦12年 (1762)	西角井家6004	切 断
5	徳川家治朱印状 (足立郡峯村八幡宮宛)	宝暦12年 (1762)	西角井家6005	切 断
6	徳川綱吉朱印状 (足立郡戸塚村三仏寺宛)	貞享2年 (1685)	西角井家6008	切 断
7	徳川家重朱印状 (足立郡戸塚村三仏寺宛)	延享4年 (1747)	西角井家6010	切 断
8	徳川家重朱印状 (足立郡慈林村薬師堂宛)	延享4年 (1747)	西角井家6012	切 断
9	徳川秀忠朱印状 (埼玉郡岩槻平林寺宛)	[寛永2年](1625)	西角井家6031	上半欠
10	徳川家光朱印状 (埼玉郡岩槻平林寺宛)	[寛永13年](1636)	西角井家6032	上半欠
11	徳川家綱朱印状 (新座郡野火止平林寺宛)	[寛文5年](1665)	西角井家6033	上半欠
12	徳川家斉朱印状 (新座郡野火止平林寺宛)	天明8年 (1788)	西角井家6037	下半欠
13	徳川家定判物 (入間郡小仙波村無量寿寺・東照宮宛)	安政2年 (1855)	西角井家6041	下半欠
14	徳川家定朱印状 (入間郡川越蓮馨寺宛)	安政2年 (1855)	西角井家6042	切 断
15	徳川家重朱印状 (比企郡野本村無量寿寺宛)	[延享4年](1747)	西角井家6051	上半欠
16	徳川家光朱印状 (横見郡窪田村無量寿寺宛)	[慶安元年](1648)	西角井家6060	上半欠
17	徳川家光朱印状 (横見郡中曾根村八幡宮宛)	慶安2年 (1649)	西角井家6055	下半欠
18	徳川家重朱印状 (横見郡中曾根村八幡宮宛)	延享4年 (1747)	西角井家6056	下半欠
19	徳川家重朱印状 (秩父郡大宮郷妙見社宛)	延享4年 (1747)	西角井家6063	下半欠
20	徳川家慶朱印状 (秩父郡大宮郷妙見社宛)	天保10年 (1839)	西角井家6064	下半欠
21	徳川家斉朱印状 (児玉郡高柳村長泉寺宛)	天明8年 (1788)	西角井家6985	完 形
22	徳川家慶朱印状 (児玉郡高柳村長泉寺宛)	天保10年 (1839)	西角井家6986	完 形
23	徳川家光朱印状 (埼玉郡上之村一乗院宛)	[寛永13年](1636)	西角井家6076	上半欠
24	徳川家光朱印状 (埼玉郡上之村久伊豆明神社宛)	寛永13年 (1636)	西角井家6065	切 断
25	徳川家綱朱印状 (埼玉郡上之村久伊豆明神社宛)	寛文5年 (1665)	西角井家6066	切 断
26	徳川家光朱印状 (幡羅郡中奈良村長慶寺宛)	慶安2年 (1649)	西角井家6069	切 断
27	徳川綱吉朱印状 (幡羅郡中奈良村長慶寺宛)	貞享2年 (1685)	西角井家6070	切 断
28	徳川家重朱印状 (幡羅郡中奈良村長慶寺宛)	延享4年 (1747)	西角井家6071	切 断
29	徳川家治朱印状 (幡羅郡中奈良村長慶寺宛)	宝暦12年 (1762)	西角井家6072	切 断
30	徳川家重朱印状 (大里郡熊谷町熊谷寺宛)	延享4年 (1747)	西角井家6074	切 断
31	徳川家康朱印状 (幡羅郡国济寺村国济寺宛)	天正19年 (1591)	西角井家6084	切 断
32	徳川家光朱印状 (幡羅郡国济寺村国济寺宛)	慶安元年 (1648)	西角井家6085	下半欠
33	徳川吉宗朱印状 (男衾郡野原村文殊寺宛)	享保3年 (1718)	西角井家6092	下半欠
34	徳川家斉朱印状 (埼玉郡持田村正覚寺宛)	天明8年 (1788)	西角井家6107	切 断
35	徳川家光朱印状 (埼玉郡下忍村薬師堂宛)	[寛永13年](1636)	西角井家6115	上半欠
36	徳川綱吉朱印状 (埼玉郡下忍村薬師堂宛)	貞享2年 (1685)	西角井家6105	切 断
37	徳川綱吉朱印状 (埼玉郡小見村真観寺宛)	[貞享2年](1685)	西角井家6106	上半欠
38	徳川家光朱印状 (埼玉郡長野村長久寺宛)	[寛永13年](1636)	西角井家6103	上半欠
39	徳川家光朱印状 (埼玉郡上中条村吉野権現社宛)	慶安2年 (1649)	西角井家6121	下半欠

番号	文 書 名 (対象寺社名)	年 号 (西曆)	文書番号	備考
40	徳川家綱朱印状 (埼玉郡新郷村法性寺宛)	[寛文5年](1665)	西角井家6100	上半欠
41	徳川吉宗朱印状 (埼玉郡新郷村法性寺宛)	享保3年 (1718)	西角井家6101	切 断
42	徳川家光朱印状 (埼玉郡戸出村神明社宛)	慶安2年 (1649)	西角井家6093	切 断
43	徳川綱吉朱印状 (埼玉郡南河原村観福寺観音堂宛)	貞享2年 (1685)	西角井家6113	下半欠
44	徳川家重朱印状 (埼玉郡南河原村観福寺観音堂宛)	延享4年 (1747)	西角井家6114	下半欠
45	徳川家光朱印状 (埼玉郡牛重村妙光寺宛)	[慶安元年](1648)	西角井家6108	上半欠
46	徳川綱吉朱印状 (埼玉郡牛重村妙光寺宛)	[貞享2年](1685)	西角井家6109	上半欠
47	徳川家康朱印状 (埼玉郡末田村浄音寺宛)	天正19年 (1591)	西角井家6102	切 断
48	徳川秀忠朱印状 (埼玉郡瓦曾根村照蓮院宛)	元和3年 (1617)	西角井家6094	切 断
49	徳川家光朱印状 (埼玉郡瓦曾根村照蓮院宛)	寛永13年 (1636)	西角井家6095	切 断
50	徳川綱吉朱印状 (埼玉郡瓦曾根村照蓮院宛)	貞享2年 (1685)	西角井家6096	切 断
51	徳川家治朱印状 (埼玉郡瓦曾根村照蓮院宛)	宝暦12年 (1762)	西角井家6097	切 断
52	徳川家光朱印状 (埼玉郡越ヶ谷宿天嶽寺宛)	寛永13年 (1636)	西角井家6104	下半欠
53	徳川家光朱印状 (埼玉郡柿木村東漸院宛)	[寛永13年](1636)	西角井家6098	上半欠
54	徳川家綱朱印状 (埼玉郡柿木村東漸院宛)	寛文5年 (1665)	西角井家6099	下半欠
55	徳川家光朱印状 (葛飾郡吉川村延命寺宛)	慶安元年 (1648)	西角井家6140	下半欠
56	徳川綱吉朱印状 (葛飾郡吉川村延命寺宛)	貞享2年 (1685)	西角井家6141	切 断
57	徳川家斉朱印状 (葛飾郡吉川村延命寺宛)	天明8年 (1788)	西角井家6142	切 断
58	徳川家康朱印状 (足立郡倉田村明星院宛)	天正19年 (1591)	明星院	
59	徳川家光朱印状 (足立郡倉田村明星院宛)	寛永19年 (1642)	明星院	
60	徳川家光朱印状 (足立郡下木崎村正樹院宛)	慶安2年 (1649)	正樹院	
61	徳川綱吉朱印状 (足立郡下木崎村正樹院宛)	貞享2年 (1685)	正樹院	
62	徳川家光朱印状 (入間郡西戸村山本坊宛)	慶安元年 (1648)	相馬家 334	
63	徳川綱吉朱印状 (入間郡西戸村山本坊宛)	貞享2年 (1685)	相馬家 336	
64	徳川家光朱印状 (埼玉郡騎西町場金剛院宛)	慶安元年 (1648)	金剛院 1	
65	徳川綱吉朱印状 (埼玉郡騎西町場金剛院宛)	貞享2年 (1685)	金剛院 2	
66	徳川家光朱印状 (埼玉郡正能村龍花院宛)	慶安元年 (1648)	龍花院 1	
67	徳川綱吉朱印状 (埼玉郡正能村龍花院宛)	貞享2年 (1685)	龍花院 2	
68	徳川家光朱印状 (埼玉郡高岩村忠恩寺宛)	慶安2年 (1649)	忠恩寺 4	
69	徳川綱吉朱印状 (埼玉郡高岩村忠恩寺宛)	貞享2年 (1685)	忠恩寺 5	
70	徳川家綱朱印状 (葛飾郡小淵村不動院宛)	寛文5年 (1665)	不動院 6	
71	徳川綱吉朱印状 (葛飾郡小淵村不動院宛)	貞享2年 (1685)	不動院 7	
72	幕府代官天羽景安御朱印請合証文	正保4年 (1647)	相馬家 651	
73	幕府代官天羽景安御朱印頂戴之儀ニ付書状	[慶安元年](1648)	相馬家 344	
74	御代替御札留記	明和3年((1766)	玉蔵院 8	
75	御朱印御改一件	天明8年 (1788)	相馬家 52	
76	御朱印手目録 (足立郡平方村馬蹄寺)		西角井家7895	
77	御朱印手目録 (足立郡下木崎村正樹院)		正樹院	
78	太政官達第318号 (法令全書)	慶応4年 (1868)	埼玉県立文書館	

※会期中に展示替えを行います。

是等分_レ之_レ立_レ中_レ斗_レら_レひ_レ不_レ取
 以_レ家_レ原_レ支_レ田_レ地_レ大_レ書_レ立_レ訴_レ以_レ此_レ等_レと_レ法
 中_レ之_レを_レ做_レ家_レと_レす_レ一_レ或_レ志_レ口_レ出_レす_レ
 竹_レ本_レと_レ伐_レ何_レ一_レ或_レ志_レを_レ者_レと_レ田_レ地_レ持_レ添_レ致_レ
 是_レ等_レ勿_レく_レ百_レ姓_レ之_レ淡_レ一_レ何_レ指_レく_レ曲_レ事_レも
 一_レ或_レ 仰_レ付_レ以_レ勿_レ論_レ相_レ背_レ中_レ之_レの_レ少_レ度_レ以_レく_レ六_レ人_レ組
 一_レ古_レ畑_レた_レば_レこ_レ作_レり_レ申_レ間_レ敷_レ候_レ事_レ一_レ

一_レ仰_レ朱_レ印_レ傳_レ馬_レ并_レ人_レ足_レ之_レ做_レ少_レ度_レ之_レ滞_レ急_レ度
 在_レ立_レ中_レ之_レ熱_レ白_レ馬_レ次_レ之_レ宿_レハ_レ從
 仰_レ公_レ儀_レ様_レ諸_レ事_レ一_レ仰_レ付_レ以_レ法_レ度_レ之_レ執_レお_レ守
 仰_レ定_レ之_レ人_レ馬_レ退_レ轉_レ之_レ指_レ仲_レる_レを_レ吟_レ味_レ仕_レ人_レ馬
 之_レ延_レ滞_レお_レ立_レ中_レ之_レ付_レ還_レ之_レ元_レ不_レ限_レ昼_レ夜_レ泊_レり_レ
 是_レ或_レ志_レ後_レ統_レ何_レ々_レハ_レ木_レ錢_レも_レも_レ宿_レ借_レ中_レ之_レ上_レ六
 少_レ度_レ子_レ是_レ不_レ中_レ之_レ指_レ乞_レお_レり_レ結_レ賃_レ木_レ錢_レ仰_レ定_レ之_レ外
 増_レ錢_レ取_レ申_レ間_レ敷_レ候_レ事_レ一_レ元_レ馬_レ士_レも_レも_レ慮_レ外

可_レ被_レ 仰付候、勿論、相背申もの御座候ハ、五人組之内、早速可_レ申上_レ候事

一 古畑ニ、たばこ作り申間敷候事

御朱印御伝馬并人足之儀、少も無滞、急度

相立可_レ申候、惣_レ馬次之宿々ハ、從

御公儀様、諸事被_レ 仰付候御法度之趣相守、御定之人馬退転無_レ之様、仲間吟味仕、人馬

無_レ滞滞相立可_レ申候、往還之衆、不_レ限_レ昼夜泊り之節、或者旅籠、あるひハ木錢_ニも、宿借_ニ申候上ハ、

少も手遣不_レ申候様_ニ走廻り、駄賃木錢御定之外

増錢取申間敷候、勿論、往還之衆、馬士とも慮外

（写真省略）

（写真省略）

不_レ仕様ニ、常々可_レ申付候事

附リ、御家中之衆、御用ニ在_レ御通之節、

御役人衆之手形を以、人馬相立可_レ申候、無_レ

其儀、自分之断_ニ而者、老正老人も立申

間敷候事

（解説文には、適宜返り点、ルビを付した）

五人組帳について

五人組とは、江戸時代に幕府が百姓・町人に作らせた隣保組織で、近隣の五戸を一組として、火災・キリシタン宗徒等の取締りや、納税・犯罪などの連帯責任を負わせたものです。

五人組帳は、五人組制度を実施するために、五人組の守るべき法令を列記し（五人組帳前書）村役人以下、五人組構成員が連名連印して違反しないことを誓約した帳簿です。

今回展示した山本大膳版「五人組帳前書」は、幕府の代官で武蔵国を支配した山本大膳が、法令の徹底を図り併せて寺子屋での習字の手本とするため、天保七年（一八三六）に出版したものです。

根名ノ通御年貢表之上申書ニ云

作付ノ但差ノ方ノ百姓ノ紛々ノ耕作不_レ成_レ候

時_ニ及_レ申_一、一村_ノ之_ノ老翁_ハ合_テ田畑仕附

收納仕_レ候_ニ、相互_ニ助合_シ申_一事

一 田地永代賣買ノ儀、兼_テ御法度被_ニ仰付_一候通

堅_テ相守_シ、永代賣買一切仕_レ間敷候事

一 田地屋敷、年季ノ定_メ賃物_ニ入_レ、金銀等預_リ候ハ、名主

五人組加判_ノ、証文_ヲ取_テ之_、所持_シ可_レ申_一候、年季_者

十年_ヲ限_テ、永年季_ニ書_入申_一間敷候、田地賃物書

入_レ候儀、双方致_シ合_テ点_候而_テ可_レ埒_明儀_ヲ、名主五人組

私_ニ曲_ヲをかま_ヘ、証文_ニ加判_不仕_レ相_滞、迷惑_仕候ハ、其段

可_レ申_上候、名主五人組加判_不、相對_シ証文

仕_レ候ハ、双方_ノ曲事_ニ被_ニ仰付_一候事

一 小百姓退_轉いた_シ候跡_ノ田地_ヲ、持_添いた_シ候

事、御法度_ノ旨、年來_被仰付_一候通、奉_レ得_テ其意_候、

前_々方、百姓_者志軒_分之_ノ跡_者、死_失候共_ニ百姓_ヲを仕_附、

志軒_分之_ノ跡_ヲを立_可申_一候、郷中_ノ計_ラひ_ニ不_レ相_成候ハ、

家屋_敷田地_共書_立訴_レ之_、御差_込を請_可申_一候、無_ニ其儀_、家_ヲをこ_わし_取、或_者四壁_之竹木_ヲを伐_取あ_らし、或_者其_者之_ノ田地_持添_致、志軒_分之_ノ百姓_跡を潰_し候ハ、何_レ様_ノ之_ノ曲事_ニも

古文書解説コーナー (五人組帳前書 飯島徳氏収集六五〇)

〔写真省略〕

一 田畑志歩之所も荒申間敷候、若作り面之所
余_リ候ハ、毎年_正月中_ニ可_レ申_上候、無_ニ其儀_、荒申_候ハ、

根_取之_ノ通御年貢_差上_可申_一候、其上_ノ曲事_ニ可_レ被_ニ

仰付_一候、但、志人身_ノ之_ノ百姓_、煩_々紛_々なく耕作_不罷_成候

時_者、五人組_者不_レ及_レ申_一、一村_ノ之_ノもの共寄_合田畑仕附、

收納仕_レ候様_ニ、相互_ニ助合_シ可_レ申_一事

田地永代賣買_ノ之_ノ儀、兼_テ御法度_被仰付_一候通

堅_テ相守_シ、永代賣買一切仕_レ間敷候事

〔附〕 質地証文_ヲたり共、永代_ノ之_ノ文言_書入_レ申_一間敷事

田地屋敷、年季_ノ定_メ賃物_ニ入_レ、金銀等預_リ候ハ、名主

五人組加判_ノ之_ノ証文_ヲ取_テ之_、所持_シ可_レ申_一候、年季_者

十年_ヲ限_テ、永年季_ニ書_入申_一間敷候、田地賃物書

入_レ候儀、双方致_シ合_テ点_候而_テ可_レ埒_明儀_ヲ、名主五人組

私_ニ曲_ヲをかま_ヘ、証文_ニ加判_不仕_レ相_滞、迷惑_仕候ハ、其段

可_レ申_上候、名主五人組加判_不、相對_シ証文

仕_レ候ハ、双方_ノ曲事_ニ被_ニ仰付_一候事

一 小百姓退_轉いた_シ候跡_ノ田地_ヲ、持_添いた_シ候

事、御法度_ノ旨、年來_被仰付_一候通、奉_レ得_テ其意_候、

LET'S TRY!

—挑戦してみませんか—

前回—LET'S TRY! 解説

一札之事

一其御村組合用水以樋下江、比度新規ニ
水車仕立申候、
然上者、用水堀外江、水決而落シ申間鋪候、
尤向後其御村方之ニ
相障ニ相成候ハ、何時成共御差凶次第、
右水車相止可申候、
勿論水車ニ付、万一滞儀出来候共、
御村方江少も御苦勞掛
申間鋪候、為ニ後日一札仍如件」
安永七戌年六月
⑩ 嶋田村
名主茂 八
組頭権三郎⑩

赤尾村

御役人中



落着 一札之事〔福島(圭)家文書 339〕

新収蔵文書展示目録

番号	文 書 名	年 号 (西曆)	文 書 番 号
新収蔵文書紹介コーナー			
1	武州児玉郡野上組稲沢郷御検地水帳 写	寛文2年(1662)	萩原氏収集 1、2
2	検地ニ付太田窪村明細書上帳	元禄2年(1689)	程塚家文書 1
3	武蔵国幡羅郡妻沼村畑方水帳	貞享元年(1684)	堀越家文書
4	埼玉県警部補辞令	明治18年(1885)	堀越家文書
5	門多氏之記(由緒書)		門多家文書 2
6	門多造酒拝領屋敷図		門多家文書 45
7	校刻日本外史(川越藩版、松平直方復刻)	明治13年(1880)	門多家文書 73、84
8	火付高札	正徳元年(1711)	小林(茂)家文書
9	徒党高札	明和7年(1770)	小林(茂)家文書
10	亀田鵬齋書		藤波家文書
11	亀田綾瀬書		藤波家文書
12	公事根源(京都、平楽寺村上勤兵衛梓)	元禄7年(1694)	市川氏収集
13	訳文笠踏(徂来先生口授)	宝暦3年(1753)	前川氏収集
14	関流算法 算術差分 一		藤繁氏収集
15	柳沢柳枝画 於母影(柳枝戯画集十六)	昭和23年(1948)	川田氏収集
16	柳沢柳枝画 続北埼帖(柳枝戯画集十八)	昭和27年(1952)	川田氏収集
古文書解説コーナー			
1	五人組帳前書(山本大膳版)	天保7年(1836)	飯島(徳)氏収集 650
2	送り一札之事	嘉永元年(1848)	福島(圭)家文書 345
3	落着一札之事	嘉永元年(1848)	福島(圭)家文書 339

※会期中に一部展示替えを行うことがあります。表紙 徳川秀忠朱印状(氷川神社宛・西角井家文書6001)

発行 昭和62年1月 編集 埼玉県立文書館 浦和市高砂4-3-18 TEL(0488)65-0112 印刷(株)秀飯舎